

ひとり親家庭等医療費支給制度 受給者証更新のご案内

(必ず最後までご覧ください)

令和8年度から、更新申請は原則不要になりました！

現在お渡ししている「ひとり親家庭等医療費受給者証」は、令和8年7月31日をもって有効期間が終了します。令和8年8月1日以降の受給者証の交付を受けるには、引き続き受給要件を満たしている必要があります。

令和8年度から、受給要件を満たしているかどうか、京都市が把握している情報を活用して確認・審査いたしますので、更新申請書の提出は原則不要となりました。

なお、異動が確認された場合や、京都市の情報のみでは受給要件を満たしているか判断できない場合は、異動届、証明書等を提出いただくことがあります。

京都市による調査で引き続き受給要件を満たしていることが確認できない場合、本年8月1日から有効の新しい受給者証をお渡しできません。受給者証なしで医療機関等にかかられた時は、窓口で自己負担額を支払うこととなりますので、ご注意ください。

【該当する方のみ】提出が必要な書類(空欄の場合提出不要)

現時点で書類の提出が必要と判断されている方には、以下の「提出が必要となる書類等」を記載しています。内容をご確認のうえ、お住まいの区役所・支所子どもはぐくみ室子育て推進担当(右京区京北地域にお住まいの方は右京区京北出張所保健福祉第一担当)へ、

令和8年7月3日(金)(締切厳守)までに提出してください(郵送での提出も可)。

提出がない場合は、新しい受給者証をお渡しできませんので、ご承知おきください。

なお、児童扶養手当の現況届と合わせて提出いただく場合は、連絡があれば今回の提出は不要ですので、お住まいの区役所・支所子どもはぐくみ室子育て推進担当(右京区京北地域にお住まいの方は右京区京北出張所保健福祉第一担当)にご連絡ください。

提出が必要となる書類等

※ 家族の構成や加入している医療保険に変更が生じた場合等、ひとり親家庭等医療の資格に関わる変更があった場合は、直ちに異動届を提出してください。

婚姻(事実婚も含む)した場合等、ひとり親家庭等医療の認定要件を満たさなくなった場合は喪失届を提出してください。

届出と異なる事実が判明したときは、受給者証を更新できないことや医療費の返還を求めることがあります。

令和8年8月1日からの所得要件について

主たる生計維持者の令和7年中の所得が以下の所得基準額以上である場合は、令和8年8月1日から令和9年7月31日まで「ひとり親家庭等医療」の対象となりません。

所得基準額と比較する「所得額」は、給与収入のみの場合、給与所得控除後の金額から一律で100,000円(最大)、社会保険料控除相当として80,000円をそれぞれ差し引き、ひとり親控除、寡婦控除、医療費控除、特定親族特別控除などの諸控除も適用した額となります。

税法上の扶養親族の人数	所得基準額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人	3,120,000円
3人	3,500,000円

*以降、扶養親族が1人増えるごとに380,000円加算されます。

*老人扶養親族等がいる場合は、別途加算される場合があります。

*特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額を申告されている方は、その金額が分かる書類を提出してください。

オンライン手続の受付開始について

令和8年2月から、加入医療保険変更の届出、受給者証の再交付申請について、「Grafferスマート申請」を活用し、オンラインでの受付を開始しました。

京都市情報館(ホームページ)から、お住まいの区役所・支所の手続フォームにアクセスし、手続を行うことができますので、ぜひご利用ください。

お問い合わせ先・書類提出先

書類は郵送での提出も可能です。

手続に関するお問い合わせは、お住まいの区役所・支所子どもはぐくみ室子育て推進担当(右京区京北地域にお住まいの方は右京区京北出張所保健福祉第一担当)までご連絡ください。

京都市情報館(ホームページ)でも情報を発信しておりますので、ご確認ください。

京都市 ひとり親家庭等医療



京都市ひとり親家庭等
医療費支給制度



オンライン手続フォーム一覧